

# 下水道管渠情報保存システム再構築業務委託

## プロポーザル実施要領

公表日 令和6年7月26日

### 1 契約概要

- (1) 名称：下水道管渠情報保存システム再構築業務委託
- (2) 目的：下水道管渠情報保存システム再構築業務委託（以下、「本業務」という。）は、現在、本市企業局下水道部で稼働中の下水道管渠情報保存システム（以下、「現システム」という。）を、地理情報システム（GIS）を基盤としたデータベースシステムにより維持管理情報の管理が追加される新たな下水道管渠情報保存システム（以下、「本システム」という。）としての構築を行う。また、本システム導入により、現システムより操作性や視認性を高めることで、利用者視点に立った業務の効率化を図り、市民サービスの向上を目的とする。
- (3) 契約内容：別紙特記仕様書のとおり
- (4) 契約期間：契約締結日翌日から令和7年3月31日まで

### 2 見積限度額（予定価格）

15,668,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務について上記金額を見積上限額として、この価格を超過する提案は受け付けない。

### 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
  - イ 破産者で復権を得ない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
  - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
  - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
  - イ 消費税及び地方消費税
  - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に

係るものを含む。)があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)を受けた者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (6) 実施要領の公表日現在、和歌山市公営企業契約規程(平成17年水道局規程第10号)及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)に登録されている者であること。
- (7) 資格者名簿に登録されている法人については、次に掲げるいずれかの基準を満たす者とする。
  - ア 和歌山市内に所在する主たる営業所(本社・本店)を有していること。
  - イ 和歌山市以外に主たる営業所(本社・本店)を有している者は、本公表日以前から和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等(以下、「和歌山市内の営業所等」という。)を有し、和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ資格者名簿の登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。
- (8) 業務の全般にわたり技術士資格(総合技術監理部門(上下水道-下水道)または上下水道部門(下水道))を有する管理技術者を配置できること。ただし直接的に雇用している者に限る。
- (9) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、管理技術者と同程度の資格を有する照査技術者を配置できる者であること。ただし直接的に雇用している者に限る。
- (10) 本システムについて、「システム機能調査票」に掲げる要件No.01からNo.63までの機能が確保されていること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

イ 参加資格の(2)に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税(完納)証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」(様式2)を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 業務履行実績調書(様式3)

エ 参加資格の(8)及び(9)に示す確認資料(様式4・5)

(ア) 配置予定技術者に係る経歴

配置予定の管理技術者、照査技術者について「氏名」「所属及び所在地」「保有資格」を記載すること。また、配置予定技術者が保有する資格について、資格者証等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）を添付すること。

(イ) 配置予定技術者に係る実績

配置予定の管理技術者、照査技術者について過去10年における下水道台帳システムに係るシステム構築及び下水道ストックマネジメント計画策定の実績を記載すること。（実績がなければ記載は不要）また、業務履行実績を証明する書類（契約書の写し又はテクリスの業務実績データ（明細）、仕様書の写し）を添付すること。（業務履行実績調書と重複するものは不要）

オ システム機能調査票

システム機能調査票に掲げる要件No. 01からNo. 68について（○：対応可能 ×：対応不可）を記入すること。

(2) 提出期限：令和6年8月5日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所：和歌山市企業局

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎3F

下水道部下水道管理課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 9 6 （内線5333）

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 9 5

E m a i l : gesuikanri@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法：持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、次の送付予定日に結果を送付する。

送付予定日 令和6年8月8日（木）

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和6年8月15日（木）17時15分まで（必着）

(2) 質問方法：所定の書式（様式6）により電子メールにて受付。電子メール以外で提出された質問や期限経過後の質問は一切受け付けない。

(3) 質問先：4（3）に同じ。

(4) 回答方法：質問者に対して電子メールで回答するとともに、企業局ホームページにより公表する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

正本1部及び副本10部（副本は写し可）とし、書類についてはA4版として、左綴じとして両面5枚（10ページ）程度とする。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

また、書類は「9 評価基準及び配点」で示す評価項目の順序に記載し、本実施要領を踏まえた上で、仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案（以下アからキまで）をまとめて提出すること。

ア 企画提案書

イ 業務実施方針

ウ 実施体制図

エ 業務フロー・業務スケジュール

オ システム運用及び保守

カ 独自提案

本業務の目的を踏まえた上で、システムの有益な活用方法があれば提案すること。

キ 参考見積書

（ア）任意様式とする。

（イ）積算内訳を明示すること。

（ウ）業務価格は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

（エ）見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額とする。

（オ）宛先は「和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男」とすること。

ク 令和7年度以降の保守費用（令和7年度から令和11年度までの各年度における保守委託料とその合計額）

様式等については、「キ 参考見積書（ア）から（オ）」を参考に作成すること。

また、費用については、今回の見積限度額（予定価格）15,668,000円（消費税及び地方消費税を含む）には含まないことに留意すること。

(2) 提出期限：令和6年8月28日（水）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所：上記4（3）に同じ

(4) 提出方法：持参または郵送で提出すること。提出した書類の訂正は認めない。

※持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時15分までの間に直接持参するものとする。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

(5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

### (1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下、「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

- ア 実施内容：企画提案説明に30分、質疑応答に10分とする
- イ 開催日時：令和6年9月3日（火）9時30分（予定）から
- ウ 開催場所：和歌山市一番丁3番地 和歌山市役所南別館3階（予定）  
ただし、正式な日時等については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。
- エ 提案者：配置予定の管理技術者を含めた3名以内とする。
- オ その他：プロジェクター及びスクリーンについては和歌山市企業局が準備する。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和6年9月上旬送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

(1) 企画提案評価 100/100点

評価項目	評価の視点	配点
①組織評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道台帳システム構築に係る過去10ヶ年の業務実績</li><li>・管理技術者の保有資格、実績及び所属地域</li><li>・照査技術者の保有資格、実績</li></ul>	10点
②業務内容評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の目的や課題解決に向けての提案など実施方針や仕様書等に記載されている内容の理解度</li><li>・実施体制及び業務フロー(特にデータ移行時での品質確保をどのような体制で図るか)や業務スケジュール、導入後のサポート体制等</li><li>・システム障害時や事故等における対応、個人情報保護の取り扱いについて</li><li>・システム機能調査票に基づく評価</li></ul>	30点
③提案内容評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・【システムデモ】システムの使いやすさ、画面の視認性など</li><li>・【システムデモ】管路施設の敷設状況や維持管理情報が誰でも容易に確認や更新等ができる機能について</li><li>・【システムデモ】災害時や日常管理における現地調査や点検などについて業務の効率化に資する内容</li><li>・【システムデモでの提案可】日常業務や災害時における現場確認調査等の支援やその他仕様書では書ききれない魅力的な独自提案</li></ul>	30点
④価格評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積金額の妥当性 評価点＝配点×（最低見積額／提案者の参考見積額）</li><li>・令和7年度以降の保守費用（令和7年度から令和11年度までの保守委託料の合計額 ①） 評価点＝配点×（①の最低額／提案者の①）</li></ul>	30点

(2) 評価の視点における【システムデモ】については別紙「デモンストレーション機能評価表」にて評価する。

(3) 令和7年度以降の保守費用については、別紙「下水道管渠情報保存システムに係る保守業務の詳細について」を参考に検討すること。

- (4) 評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(1) 企画提案評価の評価項目の(④→③→②→①の順)の評価により受託候補者を特定する。

## 1.0 日程

項目	日程(予定)
公募の開始	令和6年 7月26日(金)
参加資格確認申請書受付	令和6年 8月 5日(月) 17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和6年 8月 8日(木)
質問の受付	令和6年 8月15日(木) 17時15分まで
企画提案書の受付	令和6年 8月28日(水) 17時15分まで
評価結果通知	令和6年 9月 上旬
契約締結予定日	令和6年 9月 上旬

## 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額(予定価格)を超過したもの

## 1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 契約保証金  
不要である。
- (4) 契約書作成の要否  
必要である。

## 1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が1者以下の場合、本件プロポーザルを取りやめる。ただし、必要に応じて提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。